

ハラスメント学外相談窓口の利用について

1. 学外相談窓口

ふじき法律事務所 藤木美才（ふじき みさえ）弁護士

熊本市中央区辛島町 6-2 ペアレントビル 404

Tel: 096-325-3295 Fax: 096-325-3296

E-mail: fujiki_tm@kjc.biglobe.ne.jp



2. 利用対象者

本学の構成員 ※「8. 構成員の定義について」を参照願います。

3. 相談時間

月～金曜日（祝・休日を除く）9時～18時

4. 相談予約について

上記3の時間内に電話または E-mail で相談日時を予約してください。その際、相談員から本学構成員であることの確認（所属、氏名等）がありますが、秘密は厳守されますので、ご安心ください。

※電話による予約の場合

- ・最初に「熊本大学の職員または学生」であることを申し出てください。
- ・相談員の外出等により不在着信となった場合または外出先で電話を受信した場合

は、折り返しの連絡が遅くなることがあります。

※E-mail による予約の場合

- ・件名の先頭に【熊本大学ハラスメント相談】と記載してください。
- ・相談時間外に送信された E-mail による予約に対する返信は、翌相談時間以降となります。

5. 相談について

- ・予約日時に相談窓口で相談を行ってください。その際、熊本大学構成員の確認を行うために、身分証明書、健康保険証／学生証等を提示してください。
- ・相談時間は、1回1時間程度となります。なお、1人の相談者について、相談回数に制限はありません。
- ・相談については、対面または電話による相談を基本としますが、Zoom（Web 会議ツール）を利用して相談することもできます。Zoom を利用した相談の詳細については、総務部労務課サービス担当（連絡先は文末参照）へご確認願います。

6. 料金

無料 ※相談料は本学が負担します。

7. 留意事項

- ・交通費は相談者の自己負担となります。
- ・職員（8. 構成員の定義の（2））においては、相談にかかる時間は勤務時間外とします。
- ・弁護士が相談に対応しますが、学内の相談窓口と同様の対応内容となります。よって、ハラスメント該当性の判断や法律相談への対応はできません。

8. 構成員の定義について

構成員とは、学生及び職員をいいます。

(1) 学生とは、学部学生、大学院学生、外国人留学生、研究生、科目等履修生、特別聴講学生、公開講座の受講生、医学部附属病院の実習生、教育学部附属の幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校の園児・児童・生徒など、本学において学ぶすべての者をいいます。場合によっては、かつて学生であった者も含まれます。

(2) 職員とは、国立大学法人熊本大学職員就業規則第2条に定める職員（教育職員、一般職員、医療職員、有期雇用職員、再雇用職員、個別契約職員）、本学の役員及び派遣契約その他契約に基づき本学の業務に従事するすべての者をいいます。場合によっては、かつて職員であった者も含まれます。

(注) (1)及び(2)の「かつて学生／職員であった者も含まれます。」は、在籍中の学生又

は在職中の職員が、法人化以降においてハラスメントの被害を受けた後に、離籍もしくは離職した場合を想定しています。

熊本大学ハラスメント相談のページ

<https://www.kumamoto-u.ac.jp/daigakuseikatsu/soudanmadoguchi/harassment>



担当 総務部労務課服務担当

TEL : 096-342-3254 (内線 3254)

E-mail: sojn-syokuin2@jimu.kumamoto-u.ac.jp